



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>
平成26年6月吉日
<発行者>
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 蟹江鎌一
※組合事務所
日進市赤池町箕ノ手2番地135
Tel/Fax. (052) 807-3126
<ホームページ>
<http://www.nisshin-akaike.com/>

「平成26年度を迎えて」

理事長 蟹江 鎌一

初夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本組合事業に格別のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、現在組合といたしましては、商業街区周辺と都市計画道路に影響する箇所について、地権者の方々のご理解をいただきながら、建物等の移転についてお願いをしているところであり、今後も継続して進めてまいりたいと考えております。

工事についても同様箇所を中心とした造成及び道路築造の工事を進めてまいります。

近隣の方々には、何かとご不便ご迷惑等お掛けするかと存じますが、工事施工に際しては、十分配慮し進めてまいりますので、何卒よろしくお願いたします。

なお、平成26年度の工事予定区域については、本区画整理だより内に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

今後も役員一同事業推進に努めてまいりますので、皆様方のご理解並びにご協力の程よろしくお願いたします。



工事説明会（赤池公民館）

◇ 目次 ◇

- ・平成26年度を迎えて … 1頁
- ・平成25年度
第4回総代会報告 … 2頁
- ・平成26年度
工事予定区域 … 3頁
- ・組合からのお願い … 4頁
- ・組合のホームページ … 4頁

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・工事現場への立入り禁止について

工事範囲が広がり、特殊な大型工事車両が地区内に入っておりますので、犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。

立入時間: 日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しております。一度ご閲覧になって下さい。

<ホームページ: <http://www.nisshin-akaike.com/>>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所: 〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地135

電 話: 052(807)3126

執務時間: 平日: 月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日: 土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）